

戰時下の東京帝國大學學内諸組織

宮 崎 ふみ子

全學会、特設防護團、報國隊は、日中戰爭下の情況を反映して、東京帝國大學内に設立された、全ての教職員学生を包括する組織である。これらの諸組織は敗戦とともに姿を消し、今日ではその存在さえも忘れられつつあるが、東大の歴史に於ける管理運営・自治・「學生指導」等の問題を研究する上に欠くことのできない重要性を持つてゐる。以下に掲げる各規程及び組織要図は、これららの諸組織の概要を示すものである。なおこれらの組織に関しては、拙稿「東京帝國大學『新体制』に関する一考察」(本号所収)を参照していただきたい。

一 東京帝國大學全學会

全學会は昭和三年の學友會解散以後分立していくたる各學部學友會、運動會、その他の學内團體を統合する教職員學生全員加盟制の全學組織として、昭和一五年一〇月一五日評議會に於て提起され、昭和一六年一月一八日評議會でその規程が成立した。敗戦後、全學会改組委員會の議を経て、昭和二〇年一二月一八日評議會に於て解散が決定し、翌二一年三月三一日をもって正式に解散した。

[一] 東京帝國大學全學會規程

昭和一六年三月一日制定 昭和一六年四月一日施行

東京帝國大學全學會規程

第一章 名称及目的

第一条 本會ハ東京帝國大學全學會ト稱ス

第二条 本會ハ學生ノ心身ヲ鍛へ教養ヲ高メ其ノ集團的訓練ヲ重ンジ以テ有為

ナル國民的性格ノ鍛成ヲ圖ルヲ目的トス

第二章 会 員

第三条 本會會員ハ本學教職員及學生ノ全員トス

会員ヲ分チテ特別會員及普通會員トス

第四条 特別會員ハ各學部教授、助教授、專任講師及本部高等官ノ全員並ニ講師、助手、書記、學生主事補及副手ニシテ入會ヲ希望スル者トス

第五条 普通會員ハ本學學生(大學院學生ヲ含ム)ノ全員並ニ研究生、選科生、聽講生及外國學生ニシテ入會ヲ希望スル者トス

第三章 組織及事業

第六条 本會ニ中央審議會、中央事業部、學部會及連絡委員會ヲ置ク 第七条 中央審議會ハ會長ノ諮詢ニ応ジ左ノ事項ヲ審議ス

一 一般的企画及事業

二 予算及決算ニ関スル事項

三 規程ノ改正

四 其ノ他會長ノ諮詢シタル事項

第八条 中央事業部ハ本會ノ目的ヲ達成スル為全學的事業ヲ協議実施シ必要ニ応ジ各學部會ノ事業ト連絡ヲ図ル

中央事業部ニ教養部、鍛鍊部、厚生部及事務課ヲ置ク 教養部ハ廣ク教養、趣味及修練ニ関スル事業及施設ヲ掌ル

鍛鍊部ハ体育、勤労及国防訓練ニ関スル事業及施設ヲ掌ル 厚生部ハ保健、福利及生活指導ニ関スル事業及施設ヲ掌ル 事務課ハ庶務及會計ヲ掌ル

第九条 學部會ハ當該學部教職員及學生ヲ以テ組織シ學部内ニ於テ本會ノ目的達成ノ為諸事業ヲ企画實行ス但シ必要ニ応ジ中央事業部ト連絡ス

學部會ノ會則ハ各學部ニ於テ別ニ之ヲ定ム但シ其ノ制定及變更ハ中央審議會

ノ議ヲ経テ会長ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第十一条 連絡委員会ハ学生ノ意見ヲ聽取シ本会ノ事業達成ニ資スルヲ目的トス

第四章 役 員

第十二条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会 長 一 名

学 部 会 長 各一名

中 央 審 議 員 若干名

中 央 事 業 部 長 一 名

教 養 部 長 一 名

鍛 練 部 長 一 名

厚 生 部 長 一 名

事 務 課 長 一 名

理 事 幹 事 若干名

連 絡 委 員 若干名

学 生 委 員 若干名

第十三条 会長ハ東京帝國大學總長トス

会長ハ全學會ヲ統理ス

会長ハ必要ニ応シ中央審議會ヲ召集シ之ガ議長トナル

第十四条 中央審議會ハ各學部會長、各學部會長ノ推薦セル各學部教授一名、

中央事業部長、本學四課長及會長ノ指名セル教授又ハ助教授若干名トシ中央

審議會ヲ組織ス

第十五条 中央事業部長ハ學部教授ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

中央事業部長ハ其ノ部務ヲ掌理ス

中央事業部長ハ各部会トノ連絡ヲ圖ル為隨時中央事業部會議ヲ開キ之ガ議長

戰時下の東京帝國大學學內諸組織

トナル

第十六条 教養、鍛練及厚生各部長ハ學部教授中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

各部長ハ中央事業部長ノ下ニ其ノ部務ヲ掌理ス

第十七条 事務課長ハ本學高等官中ヨリ會長之ヲ委嘱シ中央事業部長ノ下ニ於

テ庶務會計ヲ掌理ス

第十八条 理事ハ各學部會長ノ推薦セル各學部教授又ハ助教授二名及會長ノ指

名セル者ヲ以テ之ニ充ツ

理事ハ中央事業部ノ各部ニ屬シ當該部長ヲ輔佐シ部務ヲ掌ル

第十九条 連絡委員ハ學生課參與タル教授又ハ助教授、學生主事及各學部會學

生委員中ヨリ各學部會長ノ推薦セル學生二名ヲ以テ之ニ充テ連絡委員會ヲ組

織ス

第二十条 幹事ハ學生主事ヲ以テ之ニ充テ會長ニ屬シ中央事業部ノ部務ヲ助ク

第二十一条 學生委員ハ左記ノ者ニツキ中央事業部長之ヲ命ズ

一 各學部會學生委員中ヨリ各學部會長ノ推薦セル學生二名

二 學部會長ト協議鑑衡セル學生若干名

學生委員ハ教養部及鍛練部ニ分属シ部務ニ參画ス

第二十二条 役員ノ任期ハ一年トス但シ重任ヲ妨げズ

役員ノ委嘱及任命ハ毎年一月之ヲ行フ

第五章 会費及会計

第二十三条 特別會員ノ会費ハ一年俸給又ハ手当年額ノ二百分ノ一トシ其ノ額

金七円ニ充タザルトキハ一年金七円トシ毎年十二月之ヲ納入スルモノトス

前項ノ金額ノ三分ノ一ヲ學部會交付金トス

第二十四条 各學部學生タル普通會員ハ左記三年分（医学部医学科ニ在リテハ

四年分）ノ会費ヲ入会金五円ヲ添ヘ入学ノ当初ニ授業料ト共ニ之ヲ納入スル

モノトス

一 法 学 部

金二十一円（交付金六部円）

一 医学部医学科 金三十八円(交付金十八円会
 同 薬 学 科 金二十七円(交付金十八円会
 一 工 学 部 金二十六円(交付金十一円会
 一 文 学 部 金二十一円(交付金六部円会
 一 理 学 部 金二十二円(交付金七部円会
 一 農 学 部 金二十一円(交付金六部円会
 一 経 济 学 部 金二十一円(交付金六部円会)

第二十五条 前条ノ会員ニシテ医学部医学科ニ在リテ四学年ヲ、其ノ他ノ学部

及学科ニ在リテ三年ヲ超エ在学スル者ハ毎学年金七円(交付金二円会)ヲ前期
 授業料ト共ニ納入スルモノトス

第二十六条 大学院学生並ニ研究生、選科生、聽講生及外国学生ニシテ会員タル

者ハ毎学年金七円(交付金二円会)ヲ攻究料又ハ授業料ト共ニ納入スルモノトス

第二十七条 本会事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十八条 次年度ノ歳入歳出予算ハ毎年二月末日迄ニ之ヲ決定ス

第二十九条 本会ノ会計ハ本学会計課長ノ監督ニ属ス

第六章 附 則

第三十条 本学臨時附属医学専門部ノ取扱ハ学部ニ准ズ

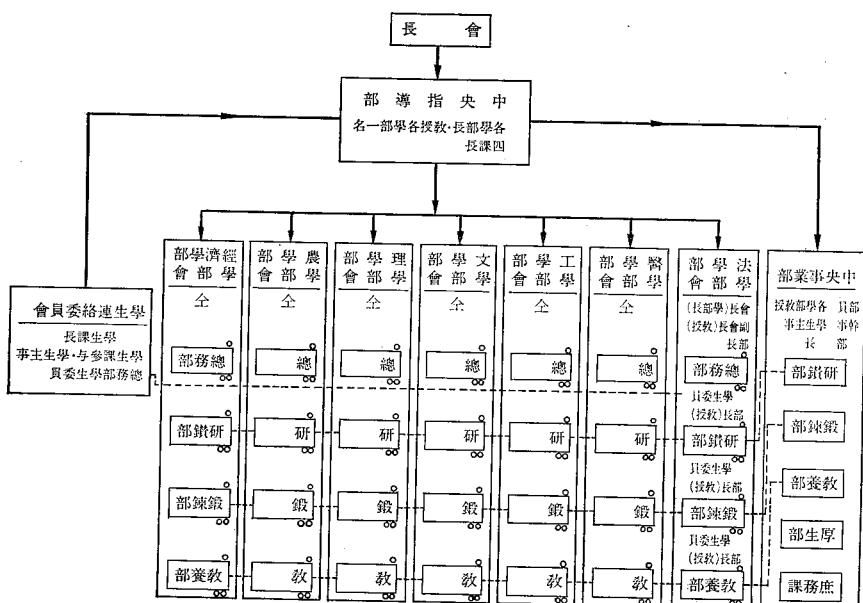
第三十一条 昭和十五年度以前ニ入学シタル各学部学生ハ会費トシテ毎学年金

五円ヲ前期授業料ト共ニ納入スルモノトス

第三十二条 本規程ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ実施ス

〔二〕 東京帝国大学全学会組織要図(仮題)

昭和十五年一月二六日評議会配布資料(推定)



(三) 東京帝国大学全學会組織要圖第一次案(3)
 昭和一五年一〇月一九日評議会配布資料(仮題)

一 東京帝国大学特設防護團

特設防護團は、總長を團長とし全學の教職員学生を組織した、防空・消防を主目的とする、東京帝国大学独自の警防組織である。その規程は昭和一六年三月一九日評議会に於て成立した。特設防護團は昭和一六年一〇月に東京帝国大學報國隊が設立された際、その一部とされた。敗戦後、昭和二〇年九月一四日評議会に於て、特設防護團に関する項は學部通則から削除された。

〔一〕 東京帝国大学特設防護團規程⁽⁴⁾

昭和一六年三月一九日制定 昭和一六年三月一九日施行

東京帝国大学特設防護團規程

第一章 総 則

第一条 本團ハ東京帝国大学特設防護團ト称ス

第二条 本團ハ防空其ノ他非常警防ニ從事シ且之ガ研究、訓練ヲ行フヲ目的トス

第三条 本團ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事業ヲ行フ

一 東京帝国大学ノ警防

二 学外警防業務ニ対スル協力

イ 負傷者等ノ一部収容

ロ 応急醫療業務ニ対スル協力

ハ 警防業務ニ対スル各種技術的協力

ニ 警防業務ニ対スル一般的協力

三 前各号ニ関スル研究及訓練

四 其ノ他必要ナル事項

第五条 本團ハ全教職員及学生生徒ヲ以テ之ヲ組織ス

第二章 組織及任務

第六条 本團ニ中央部、部局團、對外部及企画研究會ヲ置ク

第六条 中央部ニ総務部、経理部、計画部及設営部ヲ置ク

総務部ハ各部局團並ニ各部ト連絡シ其ノ警防ノ実施ニ協力スルト共ニ外部ト

ノ連絡、交渉其ノ他本團ニ関スル一切ノ庶務事項ノ処理ニ任ズ

経理部ハ所要物資ノ調達、配給、保管其ノ他經理ニ関スル事項ノ処理ニ任ズ

計画部ハ本團ノ計画ヲ実施スル為人員ノ編成ヲ定メ其ノ訓練ニ任ズ

設営部ハ警防上必要ナル工作、修理ニ任ズ

総務部ニ総務、警護、防火、交通整理、避難所、防毒、救護及防疫ノ各班ヲ、

経理部ニ総務、主計及配給ノ各班ヲ、計画部ニ総務、編成及訓練ノ各班ヲ、

設営部ニ総務班及若干ノ工作班ヲ置キ各其ノ業務ヲ分担セシム

副 团 長	二名
對 外 部 長	一名
中 央 部 長	一名
部 局 団 長	十三名
對 外 部 各 部 長	一名
中 央 部 各 部 長	四名
部 局 团 各 部 長	四名
企 画 研 究 会 委 員 長	一名
企 画 研 究 会 幹 事	若干名
企 画 研 究 会 委 員	若干名
企 画 研 究 会 幹 事	若干名

第七条 部局團ハ法学部團、医学部團、工学部團、文学部團、理学部團（地震

研究所ヲ含ム）、農学部團、経済学部團、附属医院團、図書館團、庶務課團、

会計課團、當繪課團及学生課團トス

第八条 各部局團ハ所管区域（別図）内ニ於ケル一切ノ警防ニ任ズ

各部局團ニ總務、警護、警報、防火、交通整理、避難所、工作、防毒、救護

及配給ノ各班ヲ置キ其ノ業務ヲ分担セシム

第九条 対外部ニ收容部、救護部、技術部及赴援部ヲ置ク

收容部ハ必要ニ応ジ学外ニ於ケル負傷者等ヲ收容シ其ノ救護ニ任ズ

救護部ハ必要ニ応ジ学外ニ於ケル醫療救護業務ニ協力ス

技術部ハ必要ニ応ジ学外ニ於ケル警防業務ニ対シ各種ノ技術的指導協力ヲ為

ス

赴援部ハ必要ニ応ジ学外ニ於ケル警防業務ニ対シ一般的協力ヲ為ス

收容部ニ總務、衛生、防疫、治療及配給ノ各班ヲ置キ其ノ業務ヲ分担セシム

救護部、技術部及赴援部ニ各總務班及若干ノ班ヲ置キ其ノ業務ヲ分担セシム

第十条 企画研究会ハ別ニ定ムルトヨリ本團ノ事業ニ就キ研究企画ス

企画研究会ハ必要ニ応ジ小委員会ヲ設クルコトヲ得

第十二条 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團長一名

副團長二名

中央部長一名

外部各部長一名

第十四条 団長ハ東京帝國大學總長トス

團長ハ本團ヲ統理ス團長事故アルトキハ團長ノ指名シタル副團長之ヲ代理ス

第十五条 副團長ハ學部長中ヨリ團長之ヲ委嘱ス

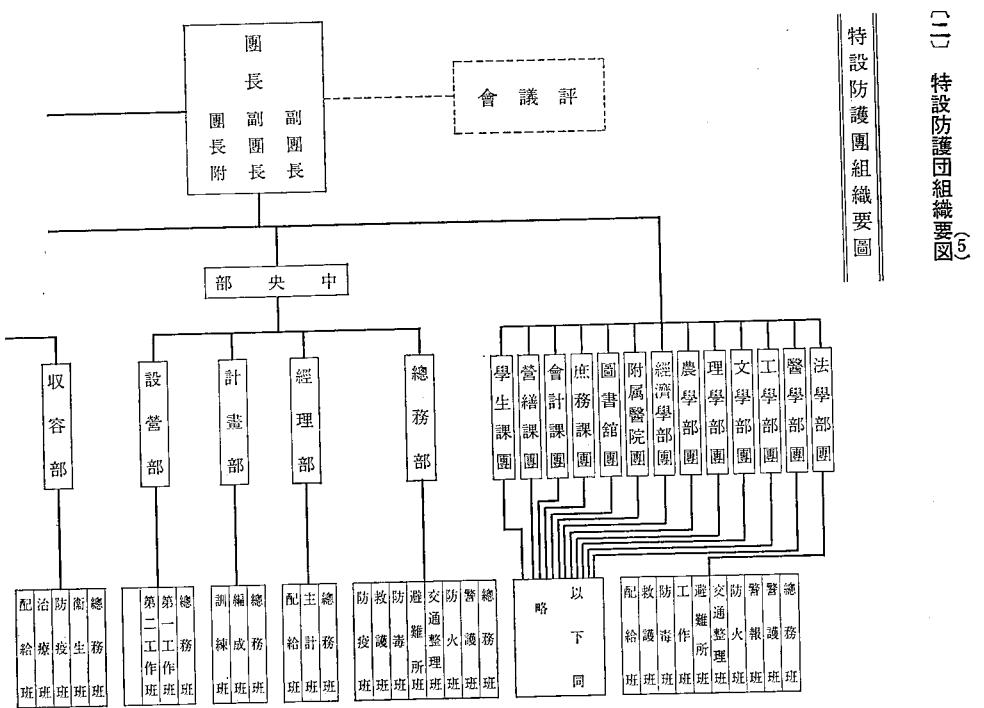
副團長ハ團長ヲ輔佐ス

第十六条 部局團長ハ學部團ニ在リテハ當該學部長、附属医院團ニ在リテハ医

學部附屬医院長、図書館團ニ在リテハ附屬図書館長、各課團ニ在リテハ當該

課長ヲ以テ之ニ充ツ

〔二〕 特設防護團組織要圖



部局團長ハ團長ノ命ヲ承ケ部局團ヲ統轄ス

第十七条 対外部長ハ本学教授中ヨリ團長之ヲ委嘱ス

對外部長ハ團長ノ命ヲ承ケ所属部ヲ統轄ス

第十八条 中央部總務部長ハ学生課長、經理部長ハ会計課長、設營部長ハ營繕課長ヲ以テ之ニ充テ計画部長ハ本学配屬將校中ヨリ團長之ヲ委嘱ス

中央部各部長ハ中央部長ノ下ニ其ノ部務ヲ掌理ス

第十九条 対外部收容部長、救護部長及技術部長ハ本学教授中ヨリ、赴援部長

ハ本学教授、助教授又ハ学生主事中ヨリ團長之ヲ委嘱ス

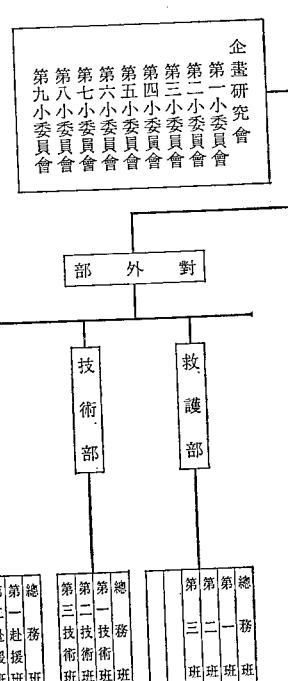
對外部各部長ハ對外部長ノ下ニ其ノ部務ヲ掌理ス

第二十条 參与ハ本学教職員又ハ配屬將校中ヨリ各部局團長、中央部長、對外部長ノ推薦ニ依リ團長之ヲ委嘱ス

参与ハ各部局團、中央部各部又ハ對外部各部ニ屬シ各其ノ團長又ハ部長ノ職務執行ヲ助ク

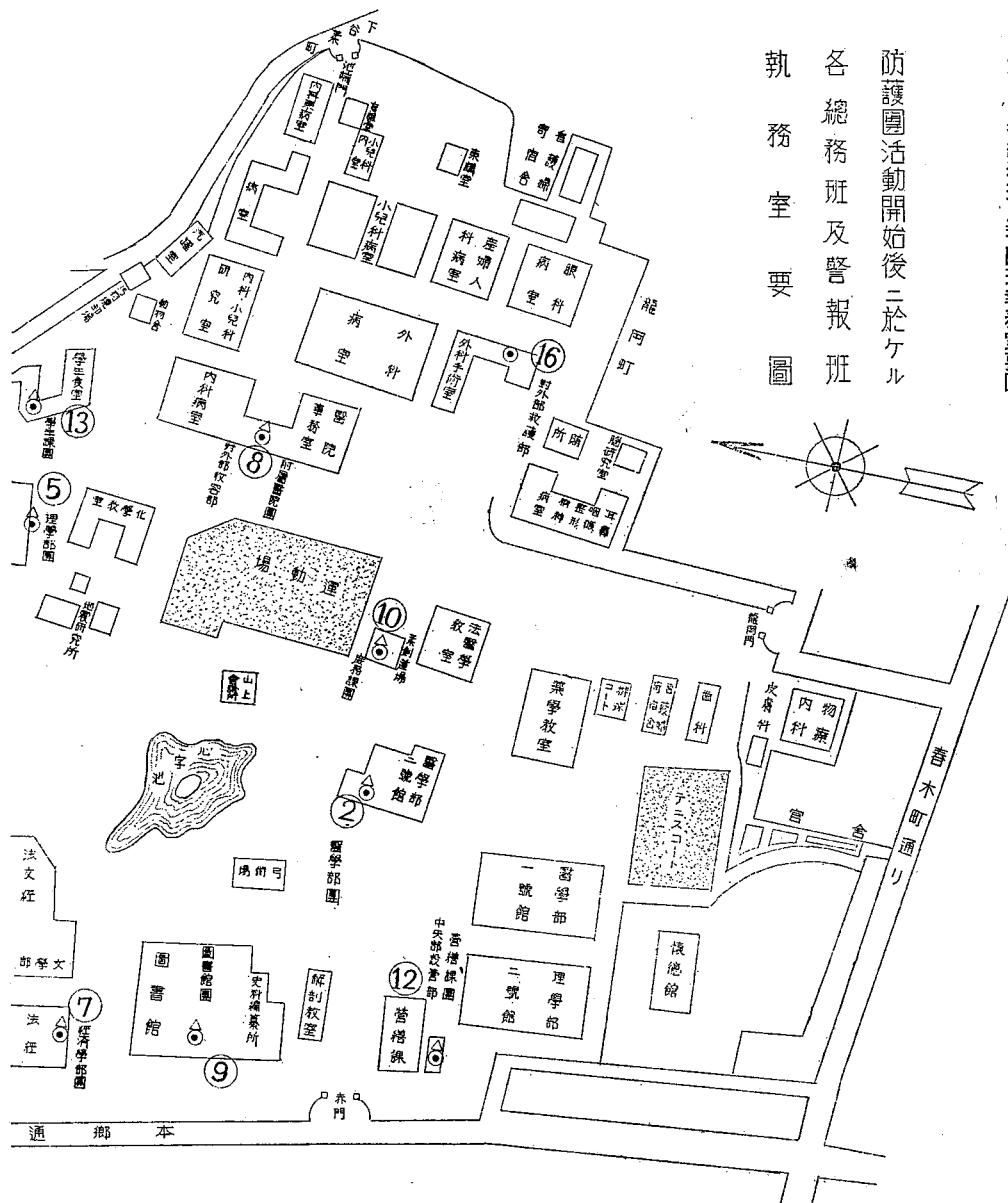
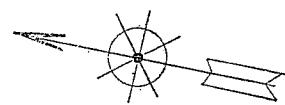
第二十一条 班長ハ部局團ニ在リテハ所属教職員中ヨリ當該部局團長ノ推薦ニ依リ、中央部及對外部ニ在リテハ本学教職員中ヨリ中央部長又ハ對外部長ノ推薦ニ依リ團長之ヲ委嘱ス

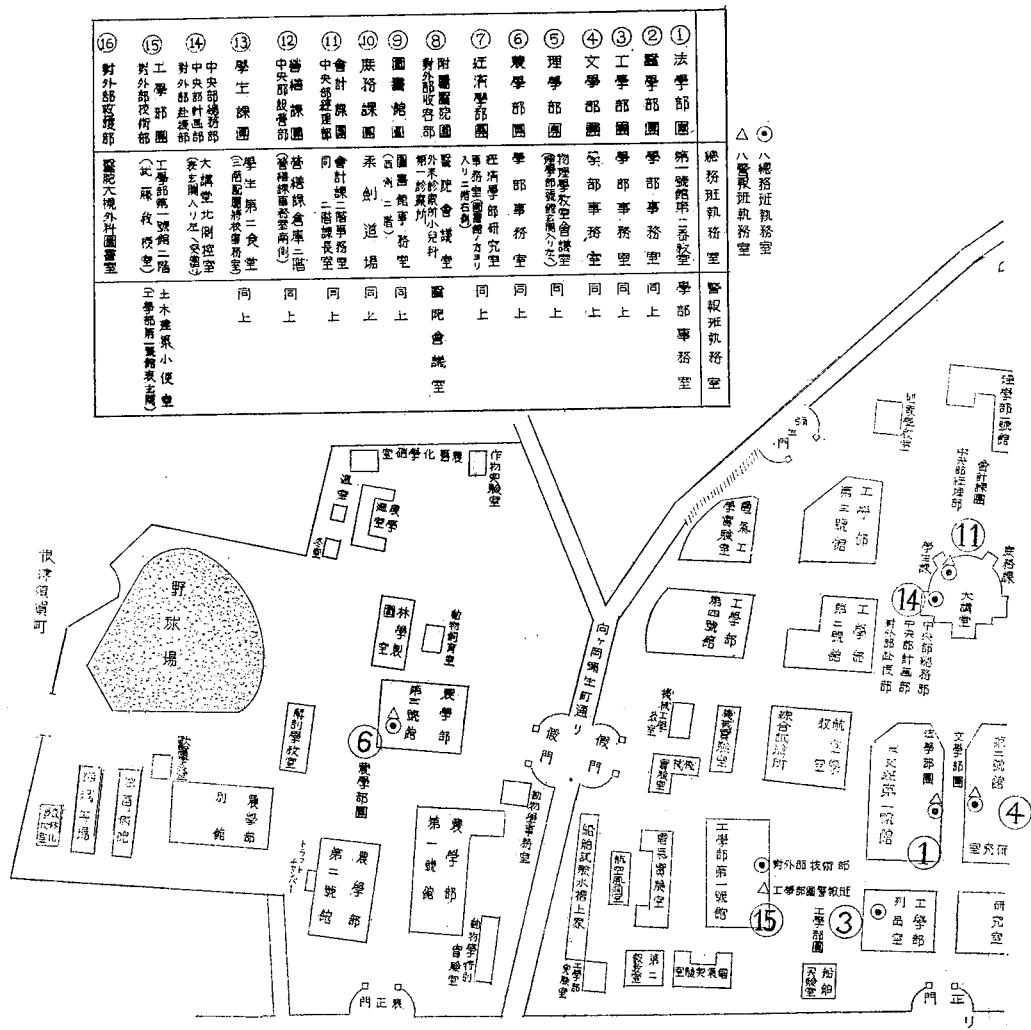
班長ハ各部局團長、中央部各部長又ハ對外部各部長ノ下ニ其ノ班務ヲ担当ス



[II] 防護團活動開始後ニ於ケル各總務班及警防班執務室要圖⁽⁶⁾

防護團活動開始後ニ於ケル
各總務班及警報班
執務室要圖





〔一〕 東京帝國大学報國隊規程⁽⁷⁾

昭和一六年一〇月二一日制定（推定）

東京帝國大学報國隊規程

第一十二条 各部局團長、中央部各部長又ハ對外部各部長本団ノ他ノ職務ヲ兼
ヌル場合ハ團長ノ承認ヲ經テ予メ其ノ代理人ヲ定ムコトヲ得

第十三条 副團長、中央部長、對外部長、中央部計画部長、對外部各部長、
参与及班長ノ任期ハ一年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

第十四条 班ニ班員ヲ置ク

各班ノ編成ハ中央部計画部長各部局團長、中央部各部長及對外部各部長ト協
議シテ之ヲ計画ス

班員ハ前項ノ編成ニ基キ本学職員及学生生徒中ヨリ當該部局團長、中央部長
又ハ對外部長之ヲ命ズ

班員ハ班長ノ命ヲ承ケ班務ニ從事ス

第四章 予備員

第二十五条 役員又ハ班員ニ非ザル團員ハ之ヲ予備員トス

予備員ハ緊急ノ必要ニ応ジ本団ノ業務ニ從事スベキモノトス

予備員ノ編成ニ就キテハ前条第二項ノ規定ヲ準用ス

第五章 事業ノ実施

第十六条 防空其ノ他ノ事業計画及之ガ実施並ニ訓練ニ関シ必要ナル各班ノ
分担業務、執務細則等ノ詳細ニ就キテハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十六年三月十九日ヨリ之ヲ施行ス

三 東京帝国大学報國隊

報國隊は、昭和一六年八月八日附文部省訓令に基き、勤労動員・集團的訓練
を主目的とする全校編隊組織として設立され、その規程は文部省の査閲を経て
昭和一六年一〇月二一日評議会に於て承認された。報國隊は敗戦に伴って廃止
されたものと思われる。

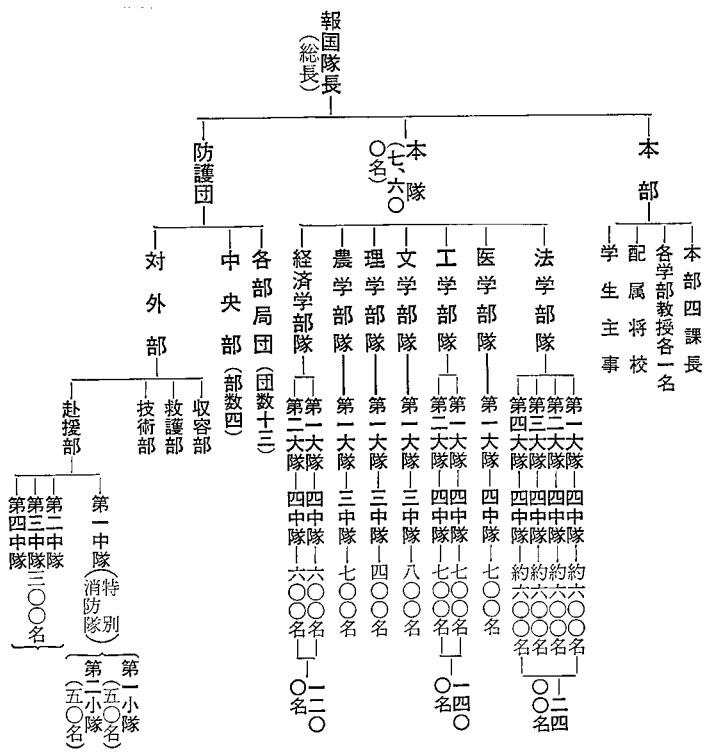
中ヨリ小隊長分隊長ハ学生生徒中ヨリ報國隊長之ヲ命ス

八 学部隊大隊中隊ニ各隊附ヲ置クコトヲ得
教職員又ハ学生生徒中ヨリ報國隊長之ヲ命ス

九 以上ノ外必要アル事項ハ其ノ都度報國隊長之ヲ定ム

(1) 東京帝国大学報国隊組織編成図

東京帝国大学報国隊組織編成図



注

- (1) 『東京帝国大学一覧 昭和十六年度』より
 (2) 内田家文書より

東京帝国大学全学会規程に付隨する組織要図は存在が不明であるため、最も完成形態に近いと思われる昭和一五年一一月二六日評議会配布戦時下の東京帝国大学内諸組織

資料（推定）の組織要図を掲げた。

(3)

内田家文書より
昭和一五年一〇月二九日評議会に提出された全学会組織原案（仮題）に付隨するものと思われる。全学会組織原案は拙稿「東京帝国大学『新体制』に関する一考察」第一章第二節に全文掲載。

(4)

内田家文書より

(5) 『東京帝国大学特設防護団昭和十六年度事業計画』より
同上より

(6)

内田家文書より

(7) 『帝國大學新聞』昭和一六年九月二三日付より
東京帝国大学報国隊規程に付隨する組織要図は存在が不明であるため、東京帝国大学報国隊規程及び東京帝国大学報国隊編成人員表（昭和一六年一〇月二一日評議会配布資料）に合致するものとして、『帝國大學新聞』に掲載された組織編成図を掲げた。

(みやざき ふみこ・百年史編集室)